

寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人留学生支援企業協力推進協会（以下「協会」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の種類及び定義)

第2条 協会が受領する寄附金の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般寄附金 個人又は団体から用途を特定せずに寄附された寄附金
- (2) 特定寄附金 個人又は団体から用途の特定がなされて寄附された寄附金

2 前項の寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(寄附金の募集及び用途)

第3条 一般寄附金は、常時募ることができる。

- 2 一般寄附金は、協会の定款第4条に規定する公益目的事業に使用するほか、寄附金額の30%未満を管理費に使用することができる。
- 3 特定寄附金は、全額を寄附者の特定した用途に使用する。

(受領書等の送付)

第4条 寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を寄附者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、協会の事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(特定寄附金)

第5条 第2条第1項第2号の寄附金を受領するときは、寄附書で寄附者の資金用途等の意思を確認するものとする。

- 2 前項において寄附者から資金用途及び寄附金の管理運用法等について条件が付されているときは、その受領及び取扱いについて理事会の承認を得なければならない。
- 3 寄附金が次の各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退するものとする。
 - (1) 国、地方公共団体、公益法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体はその寄附により、特別の利益を受ける場合
 - (2) 寄附者とその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合

- (3) 寄附金の受け入れに起因して、協会が著しく資金負担が生ずる場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、協会の業務の遂行上支障があると認められるもの及び協会が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(情報公開)

第6条 協会が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所へ備え置き閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第7条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。